

# ガラテヤ人への書

## 第一 章

一人よりに非す、人に由るにも非す、イエス・キリスト及び之を死人の中より甦へらせ給ひし父なる神に由りて使徒となれるパウロ、ニ及び我と偕にある凡ての兄弟、書をガラテヤの諸教會に贈る。三願くは、我らの父なる神および主イエス・キリストより賜ふ恩恵と平安と汝らに在らんことを。四主は我らの父なる神の御意に隨ひて、我らを今之惡しき世より救ひ出さんとて、己が身を我らの罪のために與へたまへり。五願くは榮光、世々限りなく神にあらん事を、アーメン。

六我は汝らが斯くも速かにキリストの恩恵をもて召し給ひし者より離れて異なる福音に移りゆくを怪しむ。七此は福音と言ふべき者にあらず、ただ或る人々が汝らを擾してキリストの福音を變へんとするなり。ハされど我等にもせよ、天よりの御使にもせよ、我らの曾て宣傳へたる所に背きたる福音を汝らに宣傳する者あらば詛はるべし。九われら前に言ひし如く、今まで言はん、汝らの受けし所に背きたる福音を宣傳する者あらば、詛はるべし。

一〇我いま人に喜ばれんとするか、或は神に喜ばれんとするか、抑もまた人を喜ばせんことを求むるか。もし我なほ人を喜ばせをらば、キリストの僕にあらじ。

イ加一二一、一二二	二(彼後一二)	三、三、一一、一三	ル勝四二〇(羅一一)	羅八二八を見よ	タ徒一五二四	加五	ネ羅一六、一七を見よ
口徒二〇、二四	徒九	ホ勝四二一	リ太一三、二二を見よ	三六	カ哥後一一四	加一	ナ哥前一〇二三
・五を見よ	加一	ヘ徒一六、六を見よ	ヌ太二〇、二八を見よ	ヲ(徒一六、六、一八、七十九)	(提前一)	・二〇、一二	ラ撒前二四
・五、一六	ト羅一七を見よ	羅四二五	哥前一	(二三) 加四、一三	三	ソ羅九三を見よ	ム羅一一
ハ徒二二四を見よ	チ勝四二〇	オ	ワ加一、二五、五八	ヨ(加二、四)	ツ(徒一八、二三)		勝一一

ウ哥前一五・二（羅二）一二・一加二・二）フ太一五・二可七・三サ太一六・一七  
 一六）ク徒二六・四・五（西二・八）キ徒九・一九・二三  
 井哥前九・八ヤ哥前一〇・三二を見コ徒九・一五を見よユ徒九・二を見よ  
 ノ加一・一哥前二一七・一七を見よエ加一・六を見よメ（徒九・二二・二三）  
 二三・一一・三一）（加六・一〇）  
 二三を見よマ徒八・三及び九・二テ加二・九徒九・一五ミ約一・四二を見よモ徒一五・二三を見よハ太九・八を見よ  
 オ加一・一六哥前二一七・一七を見よセ徒六・九を見よニ徒四・三六を見よリ加五・七勝二・一六  
 一〇を見よ哥後ケ（徒二二・三）ア徒九・二〇シ（徒九・二六・二七）ス羅一六・三を見よニ徒四・三六を見よチ加二・六を見よ  
 ト徒一五・二）（羅九・二六哥前九水哥後二・一三を見よニ徒四・三六を見よ提後  
 ト徒一五・二）（羅九・二六哥前九水哥後二・一三を見よニ徒四・三六を見よ提後

二二二兄弟よ、われ汝らに示す、わが傳へたる福音は、人に由れるものにあらず。二二我は人より之を受けず、また教へられず、唯イエス・キリストの默示に由れるなり。二三我がユダヤ教に於ける曩の日の舉動は、なんぢら既に聞けり、即ち烈しく神の教會を責め、かつ暴したり。二四又わが國人のうち、我と同じ年輩なる多くの者にも勝りてユダヤ教に進み、わが先祖たちの言傳に對して甚だ熱心なりき。二五然れど母の胎を出でしより我を選び別一六ち、その恩恵をもて召し給へる者、二六御子を我が内に顯して其の福音を異邦人に宣傳へしむるを可しとし給へる二七時、われ直ちに血肉と謀らず、二七我より前に使徒となりし人々に逢はんとてエルサレムにも上らず、アラビヤにいで往きて遂にまたダマスコに返れり。

二八「その後三年を歷てケバを尋ねんとエルサレムに上り、十五日の間かれと偕に留りしが、二九主の兄弟ヤコブのほか孰の使徒にも逢はざりき。二〇茲に書きおくる事は、視よ神の前にて偽らざるなり」二一その後シリヤ、キリヤの地方に往けり。二二キリストにあるユダヤの諸教會は我が顔を知らざりしかど、二三ただ人々の『われらを前に責めし者、曾て暴したる信仰の道を今は傳ふ』といふを聞き、二四わが事によりて神を祟めたり。

二二二章は默示に因りてなり。斯て異邦人の中に宣ぶる福音を彼らに告げ、また名ある者どもに私かに告げたり、これは我が走ること、又すでに走りしことの空しからざらん爲なり。三而して我と偕なるギリシャ人テト

四 スすら割禮を強ひられざりき。四 これ私かに入りたる偽兄弟あるに因りてなり。彼らの忍び入りたるは、我らが  
 五 キリスト・イエスに在りて有てる自由を窺ひ、且われらを奴隸とせん爲なり。五 然れど福音の眞理の汝らの中に  
 六 留らんために、我ら一時も彼らに譲り従はざりき。六 然るに、かの名ある者どもより——彼らは如何なる人なる  
 七 にもせよ、我には關係なし、神は人の外面を取り給はず——實にかの名ある者どもより——彼らは如何なる人なる  
 八 九 てペテロが割禮ある者に對する福音を委ねられたる如く、我が割禮なき者に對する福音を委ねられたるを認め、  
 ハ (ペテロに) 能力を與へて割禮ある者の使徒となし給ひし者は、我にも異邦人のために能力を與へ給へり) 九 また  
 我に賜りたる恩恵をさとりて、柱と思はるるヤコブ、ケペ、ヨハネは、交誼の印として我とバルナバとに握手せ  
 リ。これは我らが異邦人にゆき、彼らが割禮ある者に往かん爲なり。一〇 唯その願ふところは我らが貧しき者を顧  
 みんことなり、我も固より此の事を勵みて行へり。

一一 一二 然れどケペがアンテオケに來りしとき責むべき事のありしをもて、面前これと諍ひたり。一二 その故は或る  
 人々のヤコブの許より來るまでは、かれ異邦人と共に食しゐたるに、かの人々の來りてよりは、割禮ある者ども  
 一三 を恐れ、退きて異邦人と別れたり。一三 他のユダヤ人も彼とともに偽行をなし、バルナバまでもその偽行に誘はれ  
 一四 ゆけり。一四 然れど我かれらが福音の眞理に循ひて正しく歩まざるを見て、會衆の前にてケペに言ふ『なんぢユダ  
 ヤ人なるにユダヤ人の如くせず、異邦人のごとく生活せば、何ぞ強ひて異邦人をユダヤ人の如くならしめんとす

イ(徒一六・三 哥前九 二加五・一・二三	一一五、一二一 ル撒前二・四 提前一	ヨ加一・一九を見よ	・三
・二一	(雅一・二五)	二	・二 (哥前九)
口加一・七 徒一五 ホ哥後一一・二〇を見	チ徒一〇・三四を見よ	一七	タ(王下一〇・一五)
一、二四 哥後二 よ(羅八・一五)	リ(加一・一八、二・	レ加一・一六	ナ加二・一
・二六 (哥後一・一 へ加二・一四西一・五	九、一一・一四)	ソ(徒二四・一七)	ラ加二・五を見よ
一三)	(加一・六)	ツ徒一一・一〇を見よ	ム(來一二・一三)
ハ(稿四)	ト加二・二・九 (哥後 加一・一六	カ黙三・一二 (提前三	ウ加一・一八を見よ
	・五)	ネ加二・一四 (徒二	井加二・一二 (徒一・二八)

ノ 胜三・四・五 ヤ 罗九・三〇を見よ  
 オ 母前一五・一八 路 マ 罗三・二〇  
 ニ 四・七 哥前六・一 (詩一四三・二)  
 ク 加三・一一・二四 徒 ケ (加三・一五)  
 一三・三九を見よ  
 フ 加三・二一 路二〇 (西二・二〇)  
 サ (加一・四)  
 テ 罗八・一〇を見よ  
 コ 罗七・四を見よ  
 ニ 胜一・二一 西三・四  
 ユ 加三・二一  
 ニ 加三・五 (羅一〇)  
 エ 胜前一・二〇  
 メ 加一・二  
 一七  
 ス 加三・二を見よ  
 ミ 哥前一・二三を見よ  
 ヒ (哥前一・五・二)  
 イ 罗四・三を見よ  
 シ 加三・一 四を見よ  
 モ 胜一・一九 (哥後九)  
 利一五六

一五  
 るか』  
 一五 我らは生來のユダヤ人にして罪人なる異邦人にあらざれども、  
 一六 人の義とせらるるは律法の行爲に由らず、  
 一七 唯キリスト・イエスを信する信仰に由るを知りて、キリスト・イエスを信じたり。これ律法の行爲に由らず、  
 一八 キリストを信する信仰に由りて義とせられん爲なり。律法の行爲によりては義とせらるる者、一人だになし。  
 一九 若しキリストに在りて義とせられんことを求めて、なほ罪人と認められなば、キリストは罪の役者なるか、  
 二〇 決して然らず。一八 我もし前に毀ちしものを再び建てなば、己みづから犯罪者たるを表す。一九 我は神に生きんため  
 に、律法によりて律法に死にたり。二〇 我キリストと偕に十字架につけられたり。最早われ生くるにあらず、キリ  
 斯ト我が内に在りて生くるなり。今われ肉體に在りて生くるは、我を愛して我がために己が身を捨て給ひし神の  
 子を信するに由りて生くるなり。二一 我は神の恩恵を空しくせず、もし義とせらるること律法に由らば、キリスト  
 の死に給へるは徒然なり。

第三章  
 一  
 二  
 三  
 四  
 五  
 六

一愚なる哉、ガラテヤ人よ、十字架につけられ給ひしままなるイエス・キリスト、汝らの眼前に顯  
 されたるに、誰が汝らを誑かししそ。ニ我是汝等より唯この事を聞かんと欲す。汝らが御靈を受け  
 しは律法の行爲に由るか、聽きて信じたるに由るか。三汝らは斯くも愚なるか、御靈によりて始りしに、今肉に  
 よりて全うせらるるか。四斯程まで多くの苦難を受けしことは徒然なるか、徒然にはあるまじ。五然らば汝らに  
 御靈を賜ひて汝らの中に能力ある業を行ひ給へるは、律法の行爲に由るか、聽きて信するに由るか。六錄して  
 「アブラハム神を信じ、その信仰を義とせられたり」とあるが如し。

セされば知れ、信仰に由る者は、是アブラハムの子なるを。ハ聖書は神が異邦人を信仰に由りて義とし給ふことを知りて、預じめ福音をアブラハムに傳へて言ふ『なんちに由りて、もろもろの國人は祝福せられん』と。九この故に信仰による者は、信仰ありしアブラハムと共に祝福せらる。一〇されど凡て律法の行爲による者は詛の下にあり。錄して『律法の書に記されたる凡ての事を常に行はぬ者はみな詛はるべし』とあればなり。一一律法に由りて神の前に義とせらるる事なきは明かなり『義人は信仰によりて生くべし』とあればなり。一二律法に由るにあらず、反つて『律法を行ふ者は之に由りて生くべし』と云へり。一三キリストは我等のために詛はる者となりて律法の詛より我らを贖ひ出し給へり。錄して『木に懸けらるる者は凡て詛はるべし』と云へばなり。一四これアブラハムの受けたる祝福のイエス・キリストによりて異邦人におよび、且われらが信仰に由りて約束の御靈を受けん爲なり。

一五兄弟よ、われ人の事を藉りて言はん、人の契約すら既に定むれば、之を廢し、また加ふる者なし。一六かの約束はアブラハムと其の裔とに與へ給ひし者なり、多くの者を指すごとく『裔々に』とは云はず、一人を指すごとく『なんぢの裔に』と云へり、これ即ちキリストなり。一七然れば我いはん、神の預じめ定め給ひし契約は、その後四百三十年を歷て起りし律法に廢せらるることなく、その約束も空しくせらるることなし。一八もし嗣業を受くること律法に由らば、もはや約束には由らず、然るに神は約束に由りて之をアブラハムに賜ひたり。一九然れば律法は何のためぞ。これ罪の爲に加へ給ひしものにて、御使たちを経て中保の手によりて立てられ、約束を與へ

イ加三・九	ホ申二七・二六	リ利一・八・五 署一〇 ラ(羅四・九・一六 加又徒一・一五 及び ノ路一九・九を見よ ト加二・二七 (加六・一六) ト加二・二六 ハ創一二・三 チ哈二・四 署一・一七 ル申二・二三 (徒五 ニ加三・七) を見よ
		又徒一・一五 及び ノ路一・一三を見よ ソ創二・一五、一七 ハ(徒三・二五) ナ加三・二九 (來六・一四)
		又徒一・一五 及び ノ路一・一三を見よ ソ創二・一五 ハ(徒三・二五) ナ加三・二九 (來六・一四)
		又徒一・一五 及び ノ路一・一三を見よ ソ創二・一五 ハ(徒三・二五) ナ加三・二九 (來六・一四)
		又徒一・一五 及び ノ路一・一三を見よ ソ創二・一五 ハ(徒三・二五) ナ加三・二九 (來六・一四)

井加三・二六  
ノ提前二・五 乘ハ ヤ羅一一・三三を見よ  
六・九・一五、一二 マ羅一一・三三を見よ  
・二四 ケ加二・一六を見よ  
オ加二・一七を見よ

ク加二・二一  
四・五・六、三四羅  
四等  
ア羅一三・一四を見よ  
八・一を見よ 第一エ加四五 羅八・一四  
サ哥前二・一三を見よ  
・二 胜二・一西一を見よ  
四 提前一・一・二 テ太二八・一九を見よ  
キ提前六・二 約一七  
シ加四・九 西二・八、セ(路二・二一・二三、ロ可一四・三六を見よ)

コ加三・二八、四・一  
四、五・六、三四羅  
四等  
ユ哥前三・二三  
エ加四・八、九  
メ加三・二八、四・二  
ヒ可一・二五を見よ  
八・三羅九・八  
モ約一・一四 罗一・  
ミ加四・七  
三三八・三  
西二・八、セ(路二・二一・二三、ロ可一四・三六を見よ)

提後二・一 多一・  
(哥前一〇・二)  
第一第二・一五  
二〇(來五・二二)  
二七  
イス加三・二六を見よ  
イ徒一六・七を見よ  
羅八・九  
哥後三・

二〇  
られたる裔の來らん時にまで及ぶなり。二〇(中保は一方のみの者にあらず、然れど神は唯一に在せり)二一  
然らば  
律法は神の約束に悖るか、決して然らず。もし人ひとを生かすべき律法を與へられたらんには、實に義とせらるるは  
律法に由りしならん。二三然れど聖書は凡ての者を罪の下に閉ぢ籠めたり。これ信する者のイエス・キリストに對  
する信仰に由れる約束を與へられん爲なり。

二三  
信仰の出來らぬ前は、われら律法の下に守られて、後に顯れんとする信仰の時まで閉ぢ籠められたり。

二四  
斯く信仰によりて我らの義とせられん爲に、律法は我らをキリストに導く守役となれり。二五されど信仰の出來  
りし後は、我等もはや守役の下に居らず。二六汝らは信仰によりキリスト・イエスに在りて、みな神の子たり。  
二七  
凡そバプテスマに由りてキリストに合ひし汝らは、キリストを衣たるなり。二八今はユダヤ人もギリシャ人もな  
く、奴隸も自主もなく、男も女もなし、汝らは皆キリスト・イエスに在りて、一體なり。二九汝等もしキリストのも  
のならば、アブラハムの裔にして約束に循へる世嗣たるなり。

二  
**第四章**  
至るまでは後見者と家令との下にあり。二斯のことく我らも成人となぬほどは、世の小學の下に  
ありて僕たりしなり。四然れど時滿つるに及びては、神その御子を遣し、これを女より生れしめ、律法の下に生  
れしめ給へり。五これ律法の下にある者をあがなひ、我等をして子たることを得しめん爲なり。六斯く汝ら神の  
子たる故に、神は御子の御靈を我らの心に遣して『アバ、父』と呼ばしめ給ふ。七然れば最早なんちは僕にあら  
セ

す、子たるなり、既に子たらば亦神に由りて世嗣たるなり。

九八  
ハ然れど汝ら神を知らざりし時は、その實神にあらざる神々に事へたり。九今は神を知り、寧ろ神に知られ

一〇たるに、何ぞ復かの弱くして賤しき小學に還りて、再びその僕たらんと爲るか。一〇汝らは日と月と季節と年とを守る。一一我是汝らの爲に働きし事の或は無益にならんことを恐る。

一二兄弟よ、我なんぢらに請ふ、われ汝等のごとく成りたれば、汝ら我がごとく成れ。汝ら何事にも我を害ひ

一三しことなし。一三わが初め汝らに福音を傳へしは、肉體の弱かりし故なるを汝ら知る。一四わが肉體に汝らの試鍊となる者ありたれど汝ら之を卑しめず、又きらはず、反つて我を神の使の如く、キリスト・イエスの如く迎へたり。

一五汝らの其の時の幸福はいま何處に在るか。我なんぢらに就きて證す、もし爲し得べくば己が目を抉りて我に與

一六へんとまで思ひしを。一六然るに我なんぢらに眞を言ふによりて仇となりたるか。一七かの人々の汝らに熱心なるは一八善き心にあらず、汝らを我らより離して己方に熱心ならしめんとてなり。一八善き心より熱心に慕はるるは、啻に

一九我が汝らと偕にをる時のみならず、何時いても宜しき事なり。一九わが幼兒よ、汝らの衷にキリストの形成るまで

二〇は、我ふたたび産の苦痛をなす。二〇今なんぢらに到りて我が聲を易へんことを願ふ、汝らに就きて惑へばなり。

二一婢女より、一人は自主の女より生れたりと錄されたり。二二即ちアブラハムに子二人あり、一人は約束による。二四この中に譬あり、二人の女は二つの契約なり、その一つはシナイ山より出でて、奴隸たる子を生

イ羅ハ・一七を見よ  
ロ哥前一・二一 撤前  
四・五 撤後一八  
(第二・一二) 二哥前ハ・三を見よ  
ハ代下一・三・九 賽三 木西二・二〇

七・一九耶ニ・一 ト羅一四・五  
(哥前一〇・二〇) 一六  
三 ル加三・二六を見よ  
チ腓二・一六

ラ加四・二九 羅九  
レ(哥前四・一五)  
ソ(哥後四・八)  
ツ(路一六・二九)  
カ(加四・一三・一四)  
ヨ約壹二・一を見よ  
ネ約一六・一五  
・一六以下一八・一  
ナ創二・一

下來一一・二  
七を見よ  
ウ申三三・二  
井加四・三  
ナ以下二一・以

ノ來一二・二三・歎三・マ加三・二九を見よ テ(約八・三五) 一七  
 一三・二一・一〇 ケ加四・二三 ア加四・一二  
 オ賽五四・一 フ創二・一九 サ加ニ・四・五・一三  
 ク加四・一二 コ(加五・二) 約八・三三・三六  
 ヤ加四・二三を見よ ユ加二・四を見よ (徒シ路一六・二八)  
 メ哥後一〇・一を見よ 一〇 キ哥前二六・一三を見よ 一・三  
 加五・六・一 二・四・五・一三  
 モ羅ハ・二三を見よ 二〇・二六  
 哥前一・七  
 ハ(勝三・一五 加五・  
 ヤ創二・一五 勝後三 一五・一〇  
 玉羅二・二五 (雅二・セ加三・二六を見よ  
 ロ撒前一・三 七)

二五  
 む、これハガルなり。二五 このハガルはアラビヤに在るシナイ山にして今之エルサレムに當る。エルサレムはその  
 二六 子らとともに奴隸たるなり。二六 然れど上なるエルサレムは、自主にして我らの母なり。二七 錄していふ『石女にし  
 て産まぬものよ、喜べ。産の苦痛せぬ者よ、聲をあげて呼はれ。獨住の女の子は多し、夫ある者の子よりも多し』  
 二七 とあり。二八 兄弟よ、なんちらはイサクのことく約束の子なり。二九 然るに其の時、肉によりて生れし者、御靈に  
 二九 よりて生れし者を責めしごとく今なほ然り。三〇 されど聖書は何と云へるか『婢女とその子とを逐ひいだせ、婢女  
 三一 の子は自主の女の子と共に業を嗣ぐべからず』とあり。三一 されば兄弟よ、われらは婢女の子ならず、自主の女の  
 子なり。

一  
**第五章**  
 一キリストは自由を得させん爲に我らを釋き放ちたまへり。然れば堅く立ちて再び奴隸の轭に繫が  
 るな。

二  
 二 視よ我パウロ汝らに言ふ、もし割禮を受けば、キリストは汝らに益なし。三 又さらに凡て割禮を受くる人  
 三 に證す、かれは律法の全體を行ふべき負債あり。四 律法に由りて義とせられんと思ふ汝らは、キリストより離れ  
 四 たり、恩恵より墮ちたり。五 我らは御靈により、信仰によりて希望をいただき、義とせらることを待てるなり。  
 五 六 キリスト・イエスに在りては割禮を受くるも割禮を受けぬも益なく、ただ愛に由りてはたらく信仰のみ益あ  
 六 り。七 なんぢら前には善く走りたるに、誰が汝らの眞理に従ふを阻みしか。八 斯る勸は汝らを召したまふ者より  
 七 出づるにあらず。九 少しのパン種は粉の團塊をみな膨れしむ。一〇 われ汝らに就きては、その聊かも異念を懷かぬ  
 八 一九

二 ことを主によりて信す。されど汝らを擾す者は、誰にもあれ、審判を受けん。二 兄弟よ、我もし今も割禮を宣傳へば、何ぞなほ迫害せられんや。もし然せば十字架の顛蹟も止みしならん。二 願くは汝らを亂す者どもの自己を不具にせんことを。

三 兄弟よ、汝らの召されたるは自由を與へられん爲なり。ただ其の自由を肉に従ふ機會となさず、反つて愛をもて互に事へよ。四 それ律法の全體は『おのれの如く、なんちの隣を愛すべし』との一言にて全うせらるるなり。五 心せよ、若し互に啖み食はば相共に亡されん。

六 我いふ、御靈によりて歩め、さらば肉の慾を遂げざるべし。七 肉の望むところは御靈にさからひ、御靈の望むところは肉にさからひて互に相戻ればなり。これ汝らの欲する所をなし得ざらしめん爲なり。八 汝等もし御靈に導かれなば、律法の下にあらじ。九 それ肉の行爲はあらはなり。即ち淫行・汚穢・好色・十 偶像崇拜・呪術・怨恨・紛争・嫉妬・憤恚・徒黨・分離・異端・十一 猜忌・醉酒・宴樂などの如し。我すでに警めたることく、今まで警む。斯ることを行ふ者は神の國を嗣ぐことなし。十二 然れど御靈の果は愛・喜悅・平和・寛容・仁慈・十三 善良・忠信・十四 柔和・節制なり。斯るものをお禁する律法はあらず。十五 キリスト・イエスに屬する者は肉とどもに其の情と慾とを十字架につけたり。

二六 もし我ら御靈に由りて生きなば、御靈に由りて歩むべし。二七 互に挑み、互に妬みて、虚しき譽を求むること

イ哥後二・三を見よ	四	ヌ 太七・一二を見よ	カ 弗二・三 雅二・三	・九、一〇	ム 雅二・八を見よ	ク 哥前一・三・四 (雅五
ロ 加一・七を見よ	ヘ 申二・三・一	(加六・一)	一四を見よ	・九、一〇	ウ 哥前一・一九を見	・一五 西三・一二
ハ (加四・二九 六・一	ト 加五・一)を見よ	ル 利一・九・一八 太一	ヨ (雅七・一八・二三、	ツ 太一・五・一九	コ 雅六・六を見よ	コ 雅六・六を見よ
ニ 哥前一・二三 雅九	チ 哥前八・九を見よ	九・一九 (約一・三、	八・五・一八	ウ 哥前六・九	エ 加五・一六	エ 加五・一六
・三三)	彼前二・一六	三四)	タ 雅七・一五	一八を キ 雅一・三	ヤ 徒二・四・二五を見よ	(腓三・三)
* 加五・一〇 (加二・	リ 哥前九・一九を見よ	ヲ 雅三・三 四二・八	レ 雅八・一四	ノ 哥前六・九を見よ	マ 加五・一八を見よ	マ 加五・一八
弗五・二二	ワ 雅八・四を見よ	ナ 默二・一八	ナ 默二・一八	オ 弗五・九 (太七・一	テ 腓二・三	テ 腓二・三
六以下 雅六・二二)	シ 雅六・一四 提前一	ケ 加三・二六を見よ	ケ 加三・二六を見よ	フ 加五・一七を見よ	フ 加五・一七を見よ	フ 加五・一七

ア加六・一八 及び  
撒前四・一を見よ  
サ雅五・一九を見よ  
キ哥前二・一五を見よ  
ユ哥前四・二二を見よ  
メ哥後二・七 撒後  
三・一五 雅五・  
よ

一九、二〇) モ(腓一・二六) 二伯四・八 何八・七  
ミ(羅一・五・二) セ(城九・一二 哥前三 ホ哥前一五・四二) 見  
シ哥前九・二二を見よ  
エ哥前三・一八を見よ  
(徒五・三六) ヨ(加五・一)  
イ哥前六・九を見よ  
ト撒後三・一三來  
ハ(哥後九・六) リ(加三・二七) (約二二 ラ哥前一六・二一) 見  
リ(加三・二七) (約二二 ラ哥前一六・二一) 見  
ナ加五・六 (腓三・三)  
レ(腓三・三)  
ソ(腓三・三)

ハ(哥後九・六) ヨ  
ニ・三・五 (哥前一) ヌ(徒六・七) 見よ  
ワ(太二三・二七・二 ツ(加二・二〇) 見よ

とを爲な。

「兄弟よ、もし人の罪を認むることあらば、御靈に感じたる者、柔和なる心をもて之を正すべし。  
且おののおの自ら省みよ、恐らくは己も誘はるる事あらん。二なんぢら互に重を負へ、而してキリストの律法を全うせよ。三人もし有ること無くして自ら有りとせば、是みづから欺くなり。四各自おのが行爲を  
驗し見よ、さらば誇るところは、他にあらで、ただ己にあらん。五各自おのが荷を負ふべければなり。

六御言を教へらるる人は教ふる人と凡ての善き物を共にせよ。七自ら欺くな、神は悔るべき者にあらず、  
人の播く所は、その刈る所とならん。八己が肉のために播く者は肉によりて滅亡を刈りとり、御靈のために播く  
者は御靈によりて永遠の生命を刈りとらん。九われら善をなすに倦まざれ、もし撓ますば、時いたりて刈り取る  
べし。一〇この故に機に隨ひて、凡ての人、殊に信仰の家族に善をおこなへ。

一一二視よ、われ手づから如何に大なる文字にて汝らに書き贈るかを。一二凡そ肉において美しき外觀をなさんと  
欲する者は、汝らに割禮を強ふ。これ唯キリストの十字架の故によりて責められざらん爲のみ。一三そは割禮をう  
くる者すら自ら律法を守らず、而も汝らに割禮をうけしめんと欲するは、汝らの肉につきて誇らんが爲なり  
一四然れど我には我らの主イエス・キリストの十字架のほかに誇る所あらざれ。之によりて世は我に對して十字架に  
つけられたり、我が世に對するも亦然り。一五それ割禮を受くるも受けぬも、共に數ふるに足らず、ただ貴きは

「新に造らるる事なり。」此の法に循ひて歩む凡ての者の上に、神のイスラエルの上に、平安と憐憫とあれ。

「今よりのち誰も我を煩はすな、私はイエスの印を身に佩びたるなり。」

「兄弟よ、願くは我らの主イエス・キリストの恩恵、なんぢらの靈とともに在らんことを、アーメン。」

ガラテヤ人への書 をはり

イ哥後五・一七を見よ ハ羅九・六を見よ  
 (弟二・一〇・一五、  
 四・二四 西三・一  
 ○)  
 口勝三・一六  
 本結九・四 歌一三・  
 一五を見よ

ハ羅九・六を見よ  
 (加三・七、二九)  
 二二八、三一羅一  
 •二三 及び徒一・  
 ト羅一六・二〇を見よ  
 一六  
 ヘ加三・一五、四・一  
 チ提後四・二二を見よ